

令和 7 年度決算に基づく
健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

相馬市監査委員

8 相 監 第 1 7 号
令和 8 年 8 月 3 日

相馬市長 阿部 勝 弘 様

相馬市監査委員 星 光

相馬市監査委員 佐 藤 満

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 7 年度相馬市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果についての意見を次のとおり提出します。

令和 7 年度 相馬市財政健全化判断比率審査意見

第 1 準拠基準 相馬市監査基準

第 2 審査の種類 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく健全化判断比率審査

第 3 審査の対象 令和 7 年度相馬市健全化判断比率

第 4 審査の主な着眼点

市長から提出された相馬市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 5 審査の内容

- (1) 審査期間 令和 8 年 7 月 3 1 から令和 8 年 8 月 3 日まで
- (2) 実施場所 相馬市監査委員事務局
- (3) 実施内容 相馬市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を、関係職員の説明を求めながら、他に必要な証憑類と突合し審査した。

第 6 審査の結果

審査に付された相馬市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

健全化判断比率	令和 7 年度	令和 6 年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	1 3 . 2 5
② 連結実質赤字比率	—	—	1 8 . 2 5
③ 実質公債費比率	1 1 . 2	1 1 . 2	2 5 . 0
④ 将来負担比率	—	—	3 5 0 . 0

個別意見

- (1) 実質赤字比率について
当年度の実質赤字はなく、実質赤字比率は算定されない。
- (2) 連結実質赤字比率について
当年度の連結実質赤字はなく、連結実質赤字比率は算定されない。
- (3) 実質公債費比率について
当年度の実質公債費比率は 1 1 . 2 % となっており、前年度と同率である。早期健全化基準の 2 5 . 0 % と比較すると、これを下回っている。
- (4) 将来負担比率について
当年度は、充当可能財源等が将来負担額を上回り、将来負担比率は算定されない。
- (5) 是正改善を要する事項
特に指摘すべき事項はない。

令和 7 年度 相馬市下水道事業会計資金不足比率審査意見

第 1 準 拠 基 準 相馬市監査基準

第 2 審査の種類 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定に基づく資金不足比率審査

第 3 審査の対象 令和 7 年度相馬市下水道事業会計の資金不足比率

第 4 審査の主な着眼点

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 5 審査の内容

- (1) 審査期間 令和 8 年 7 月 3 1 から令和 8 年 8 月 3 日まで
- (2) 実施場所 相馬市監査委員事務局
- (3) 実施内容 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を、関係職員の説明を求めながら、他に必要な証憑類と突合し審査した。

第 6 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

資金不足比率	令和 7 年度	令和 6 年度	経営健全化基準
公共下水道事業	—	—	2 0 . 0
農業集落排水事業	—	—	2 0 . 0

個別意見

(1) 資金不足比率について

公共下水道事業及び農業集落排水事業において、当年度の資金不足はなく、資金不足比率は算定されない。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。